

事業のご案内

(半期ディスクロージャー誌)

令和元年9月

J A 玖 珠 九 重

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A玖珠九重は、J Aバンクの一員として、情報開示を通じ経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの信用事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた「事業のご案内」（半期ディスクロージャー誌、令和元年9月）を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年12月 J A玖珠九重

J Aのプロフィール

(令和元年9月末現在)

[記載例]

◇設立	平成13年6月
◇本店所在地	玖珠郡玖珠町
◇組合員数	5,665人(31年3月末 5,630人)
うち正組合員	3,561人(〃 3,550人)
うち准組合員	2,104人(〃 2,080人)
◇役員数	21人
◇職員数	111人
◇支店・営農センター数	1
◇出資金	827,865千円(31年3月末 827,865千円)
うち処分未済持分	△19,083千円(〃 △21,230千円)

も く じ

1. ごあいさつ
2. 経営理念
3. 経営方針
4. 地域貢献情報
5. 信用事業のご案内
 - (1) 業務の内容
 - ◇ 貯金業務（地域からの資金調達）
 - ◇ 貸出業務（地域への資金供給）
 - ◇ 為替業務
 - ◇ その他の業務及びサービス
 - ◇ 手数料一覧
 - (2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）
 - (3) 主要勘定の状況
6. 地域からの資金調達の状況
 - ◇ 貯金残高
7. 地域への資金供給の状況
 - ◇ 貸出金残高
 - ◇ 制度融資の残高
8. 有価証券の時価情報
9. 金融再生法開示債権の状況
10. 単体自己資本比率の状況
11. 店舗等のご案内

1. ごあいさつ

組合員の皆様には平素よりJA事業全般にわたり格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。政府の進めております農協改革の集中推進期間が終わり、それに伴い県中央会によります組織・事業再編検討委員会での協議が始まりました。9月からは公認会計士監査の導入もあり事業管理費の増加が懸念されます。こうした状況の中、総合農協を維持し組合員の皆様に貢献できる農協である為に、検討委員会において今後の方向性を協議してまいります。

この度、令和1年度上半期の当JAの業績等をまとめましたディスクロージャー誌を作成致しましたのでここにご報告致します。今後も情報開示を通じて、新たな農業構造を支える農協として、地域と組合員皆様方に必要とされるべく役職員一同全力を尽くしていきますので、よりご一層のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

玖珠九重農業協同組合
代表理事組合長 石井 之俊

2. 経営理念

1. JAの使命

地域の経営資源（ひと・土地・資本）を最大限に活用し、農業ならびに農村の安定的発展を目指します。

1. 組合員の視点

組合員とのつながりを基本に置いた事業展開を進め、多様化する要望に的確に応えます。

1. 地域の視点

農業を基軸とした共同活動を通じ、地域の人々と心豊かで健康な地域社会づくりに貢献します。

3. 経営方針（リレバン）

◇営農・経済事業部門

TAC（営農渉外）の農家への訪問による「一律的対応」だけでなく「農家の農業規模や内容に応じた対応」を行います。

また、営農・経済事業部門担い手経営体に出向く体制を整備し、担い手経営体の経営課題に対応した総合事業提案の取り組みを強化し、担い手経営体の経営発展を支え、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。

さらに予約注文票・解りやすい情報発信による生産資材価格の「見える化」を図るとともに、生産資材価格の引き下げに努力し、組合員の所得増大の実現を目指します。これらの取り組みを着実に実施するための体制を強化します。

米についてはJA直接販売（JA直売米）による実需者（卸業者・販売店等）への販売促進を図り、良食味米産地としての銘柄確立に向けた取組みを継続します。

また、子会社であるグリーンプラザとの連携により、白米販売等収益率の高い販売形態の拡充により、生産者の所得拡大を目指します。

「くすここのえ良食味米プロジェクト協議会」との連携による、良食味米生産に向けた取組みの拡充により『特A評価の連続獲得』を目指し、「珍珠九重産米ブランド」の定着化と高付加価値販売につなげます。

「安全で安心な」を経営事業の共通目標として「無駄のない施肥、コストの抑制、生産コストの低減」「購買品目の取扱強化」を自己改革実現に向けた目標と位置づけ、経済事業のガバナンス強化を行い、事業運営に積極的に取り組みます。

担い手経営体のニーズに対応し、生産資材価格を引き下げするため、一律的な価格体系に基づく購買方式の見直し等を実践します。

これらの取り組みを着実に実施するための体制を強化します。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

4. 地域貢献情報（リレバン、法定含む）

当 JA は、地域に密着した地域活動に積極的に参加するとともに、地域の社会的役割を果たすために、各種団体の開催する行事・ボランティア活動に積極的に参加しています。

また、地域の環境保全、景観保全の為に清掃活動・スポーツ少年団への優勝旗授与・年金相談会の開催等に取り組むとともに消費者と生産者との交流を図るための農業祭の開催を実施しています。年金友の会においては、7月に総会を開催し、本年度活動計画を決定しました。このような各種の事業を逐次報告する JA だよりを毎月発行し、組合員等利用者への情報提供を行っております。

5. 信用事業のご案内

（1）業務の内容

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務（地域からの資金調達）

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務（地域への資金供給）

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇手数料一覧

(11 ページへ)

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

(3) 主要勘定の状況

(単位：千円)

	令和元年9月末	平成31年3月末	平成30年9月末
貯金	21,855,555	21,979,820	21,558,091
貸出金	2,840,259	2,751,383	2,784,750
預け金	17,284,303	17,442,036	17,072,714
有価証券	—	—	—

6. 地域からの資金調達の状況

◇貯金残高

(単位：千円)

	令和元年9月末	平成31年3月末
流動性貯金	11,855,508	11,868,692
定期性貯金	9,958,687	10,079,561
その他の貯金	41,358	31,566
計	21,855,555	21,979,820
譲渡性貯金	—	—
合計	21,855,555	21,979,820

注1 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

7. 地域への資金供給の状況

◇貸出金残高

(単位：千円)

	令和元年9月末	平成31年3月末
組合員等	2,437,267	2,482,518
地方公共団体等	85,713	88,741
その他	317,277	180,123
合計	2,840,259	2,751,383

注1 組合員等には、組合員と同一世帯に属する者、非営利法人（地方公共団体を除く）の貯金担保貸付を含む。

注2 地方公共団体等には、地方公社等（農業協同組合法第10条第22項第1号及び第2号の規定によるいわゆる過半出資非営利法人、産業基盤整備関連法人及び生活環境整備関連法人）、金融機関を含む。

◇制度融資の残高

(単位：千円)

	令和元年9月末	平成31年3月末
農業近代化資金	113,053	89,567
その他制度資金	135,130	136,651
	—	—
合計	248,183	226,218

8. 有価証券の時価情報

(単位：千円)

区分	令和元年9月末			平成31年3月末		
	帳簿価額	時価	評価損益	帳簿価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

注1 9月末の有価証券の時価は、9月末日における市場価格等に基づく時価としています。

注2 帳簿価額は、売買目的有価証券については取得価額を、満期保有目的有価証券およびその他目的有価証券については償却減価適用後、減損適用後の帳簿価額を記載しています。

9. 金融再生法開示債権の状況

(単位：千円)

債権区分	令和元年9月末	平成31年3月末	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	26,442	32,185	△5,743
危険債権	83,355	116,328	△32,973
要管理債権	—	—	—
正常債権	2,736,455	2,607,070	129,385
合計	2,846,252	2,755,583	90,669

注 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

- ②危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
- ③要管理債権
3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
- ④正常債権
上記以外の債権

10. 単体自己資本比率の状況

令和元年9月末(推計値)	平成31年3月末
12.50%程度	12.72%

注 令和元年9月末の単体自己資本比率(推計値)は、31年3月末の自己資本額とオペレーショナル・リスク相当額、および令和元年9月末の信用リスク・アセット額(推計値)に基づき算出しています。

なお、令和元年9月末の信用リスク・アセット額(推計値)は、31年3月末から令和元年9月末までの総資産額の増減を31年3月末の信用リスク・アセット額に加減して算定しています。

11. 店舗等のご案内

(令和元年9月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM(現金自動化機器)設置・稼働状況
本店	玖珠郡玖珠町大字帆足 357-1	72-1135	ATM1台
九重支店	玖珠郡九重町大字右田 1918-14	77-7111	ATM1台
葬祭センター	玖珠郡玖珠町大字塚脇 545-2	72-7979	
吉四六漬工場	玖珠郡玖珠町大字戸畑 385	72-2481	
セルフくすSS	玖珠郡玖珠町大字塚脇 649-1	72-2819	

(店舗外ATM設置台数1台)

貯金商品一覧

貯金種類	期間	預入金額	備考
大口定期	1ヶ月	1千万円以上	高金利型自由金利商品
	2ヶ月	〃	〃
	3ヶ月	〃	〃
	6ヶ月	〃	〃
	1年	〃	〃
	2年	〃	〃
	3年	〃	〃
	4年	〃	〃
	5年	〃	〃
	7年	〃	〃
10年	〃	〃	
スーパー定期 (300万以上)	1ヶ月	3百万円以上	自由金利商品
	2ヶ月	〃	〃
	3ヶ月	〃	〃
	6ヶ月	〃	〃
	1年	〃	〃
	2年	〃	〃
	3年	〃	〃
	4年	〃	〃
	5年	〃	〃
	7年	〃	〃
10年	〃	〃	
スーパー定期 (300万未満)	1ヶ月	3百万円未満	継続後元金3百万円以上は 利率ランクアップされる。
	2ヶ月	〃	
	3ヶ月	〃	〃
	6ヶ月	〃	〃
	1年	〃	〃
	2年	〃	〃
	3年	〃	〃
	4年	〃	〃
	5年	〃	〃
	7年	〃	〃
10年	〃	〃	
変動金利定期貯金	1年～3年	1千万円以上	6ヶ月毎に金利見直される。
	1年～3年	3百万円以上	〃
	1年～3年	3百万円未満	〃
期日指定定期貯金	1年～3年	3百万円未満	1年経過後申出により解約可
財形年金貯金	5年以上	——	勤労者財産形成貯金非課税の
財形住宅貯金	5年以上	——	適用あり
貯蓄貯金	——	10万円未満金利	〃
	——	10万円以上金利	〃
	——	30万円以上金利	〃
	——	50万円以上金利	〃
	——	100万円以上金利	〃
——	300万円以上金利	〃	
積立定期貯金	1年～5年もの	——	
定期積金	1年～5年もの	——	
当座貯金	——	——	
普通貯金	——	——	
出資予約貯金	——	——	
納税準備貯金	——	——	
別段貯金	——	——	
通知貯金	7日間据置貯金	——	

融 資 商 品 一 覧

資 金 名	資 金 使 途	貸 付 期 間	貸 付 限 度
農業近代化資金	県の要綱に定める資金使途	県の要綱に定める償還期限内	県の要綱に定める貸付限度
農業基盤整備資金	県の要綱に定める資金使途	〃	〃
主務大臣指定資金	〃	〃	〃
農業経営基盤強化資金	〃	〃	〃
天災資金	〃	10年以内	施設復旧金額の80%以内
農業経営負担軽減支援資金	〃	〃	〃
つなぎ資金貸付	国、県等の措置要綱に基づく借入、事業申込を完了し、貸出実行時又は補助金交付時迄に必要な資金	貸付実行迄、補助金交付時迄	借入申込額・補助金交付額以内
子牛前渡制度資金貸付	子牛を有利に販売する為及び日常生活に	60日以内	一頭15万円以内で最高45万円以内
椎茸原木資金貸付	当組合の椎茸部会員が、椎茸原木及び種駒を取得するために必要な資金	3年以内(措置期間1年を含む)	必要事業費の80%以内
経営改善資金貸付	経営に必要な資金	20年以内(措置期間3年を含む)	必要事業費の範囲内
信用貸付	日常生活に必要な資金	1年以内	500万円以内
団体貸付	団体が必要とする資金	10年以内	事業費の範囲内
不動産担保貸付	事業並びに生活に必要な資金	20年以内(措置期間3年を含む)	5,000万円以内
年金受給者貸付	日常生活に必要な資金	1年以内	年金額1.0倍以内で最高100万円以内
農村還元資金	住宅、農業施設、新築、増改築及び進学資金、結婚資金	25年以内(措置期間5年6ヶ月以内)	事業費の80%以内または満期額
生活改善資金貸付	住宅の取得他、生活改善施設資金	10年以内	1,000万円以内他
負債整理貸付	負債整理に必要な資金	20年以内(但し、理事会特認30年以内)	負債合計額以内
災害資金	災害で必要とする資金	10年以内(措置期間3年を含む)	被害額の範囲内
特別資金貸付	農業経営安定のために出資する目的に必要なとする資金	5年以内	出資する金額以内
信用ローン	負債整理、農外事業資金を除く一切の資金	5年以内	300万円以内
資産活用ローン	賃貸事業宿泊施設当建築改良経営	30年以内	2億円以内
住宅ローン	住宅の新築・増改築または関連する資金	3年以上～35年以内	5,000万円以内
リフォームローン	住宅の増改築または関連する資金	15年以内	1,000万円以内
賃貸住宅ローン	賃貸住宅の建設・増改築及び補修に要する資金	5年以上30年以内	20,000万円以内
マイカーローン	自動車、オートバイ購入または関連する資金	10年以内	1,000万円以内
教育ローン	就学子弟の入学金、授業料及び生活資金	15年以内	1,000万円以内
地方公共団体等貸付	地方公共団体または準ずる団体の事業資金	30年以内	必要事業費の範囲内
農業経営改善促進資金	農業経営改善計画に必要な運転資金	利用期間～改善計画期間 償還期限～1年	県の要綱に定める貸付限度
共済担保貸付	日常生活に必要な資金	1年以内	共済証書貸付の限度額に準じる。
貯金担保貸付	事業並びに生活に必要な資金	定期貯金及び定期積金の満期日以内	額面及び積立金額の範囲
当座貸越(カードローンを除く)	営農資金及び生活資金	1年以内	4,000万円以内
JAカードローン	組合員が必要とする一切の資金	1年間(自動延長方式)	300万円以内
JA営農ローン	組合員が営農に必要な資金	1年間(自動延長方式)	300万円以内
フリーローン	自由(但し、旧債務返済資金を除く)	10年以内	300万円以下
シルバーライフローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金	5年以内	100万円以内
フリーローンモア	自由(但し、事業性資金・旧債務返済資金を除く)	10年以内	500万円以内
住宅・リフォーム借換ローン	住宅・リフォームの借換資金	15年	700万円以下
農機具ローン	組合利用分に関する資金	7年以内	300万円以下
個人事業者向けスモールローン	運転資金・設備資金等の事業資金	5年以内	300万円以下
営農なっとく資金	営農ローン切り替え資金	10年以内	ローン残高以内
なっとくローン	JA総合口座カードローン切り替え資金	5年以内	ローン残高以内
アグリ資金	農業経営に必要な運転資金	1年以内ただし、事業計画書の当年度営農活動終了月を期限とする	過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額かつ、必要経費の範囲内
JA農機ハウスローン	農機具・パイプハウス等資材・格納庫建設資金	1年以上10年以内	1,000万円以内
JAソーラーローン	太陽光発電施設及び設置にかかる費用	1年以上20年以内	10,000万円以内
アグリマイティー資金	農業経営に必要な資金	20年以内	事業費の100%以内
アグリ農機具資金	農機具、設備資金等	10年以内	1,000万円以内